

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	木下 一哉
登録番号又は法人番号	98096311
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所名称	木下一哉行政書士事務所
事務所所在地	横浜市中区真砂町4-43
処分年月日	令和8年3月25日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、申請者本人の依頼のないまま第三者を介して依頼を受け、在留資格認定証明書交付申請（在留資格「技術・人文知識・国際業務」）の申請取次業務を行った。また、依頼者から報酬を受けたにもかかわらず、領収証の作成及び交付を行わなかった。</p> <p>当該事実は、旧行政書士法第10条（行政書士の責務）、行政書士法施行規則第10条（領収証）、行政書士職務基本規則第1条（行政書士の責務等）及び第61条第3項（不正な申請取次等の禁止）に違反し、神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第1号に該当するため、神奈川県行政書士会会則第15条第1項第3号の廃業の勧告処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>旧行政書士法 第10条  行政書士法施行規則 第10条  行政書士職務基本規則 第1条、第61条第3項  神奈川県行政書士会会則 第15条第1項第3号  神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則 第2条第4項第4号</p>